

3 処理(収集運搬・中間処理)費用関係

3.1 (1)ごみ処理費用有料化の実施について
(2) (1)で有料化の実施についてありと答えた方への質問
3.2 生活系粗大ごみの処理手数料
3.3 し尿処理手数料
3.4 事業系一般廃棄物の処理手数料
3.5 一般廃棄物会計基準の導入状況

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋 の利用	備考
さいたま市	×	可燃ごみ	可	透明または半透明なら可
	×	不燃ごみ	可	透明なら可
	×	その他1	可	有害危険ごみ・透明なら可(種類ごとに)
	×	その他2	可	資源物1類・透明または半透明なら可(種類ごとに)
川越市	×	可燃ごみ	可	無色透明又は白色半透明
	×	不燃ごみ	可	無色透明又は白色半透明
	×	有害ごみ	可	無色透明又は白色半透明
	×	ビン・カン	可	無色透明又は白色半透明
	×	ペットボトル	可	無色透明又は白色半透明
	×	その他プラスチック製容器包装	可	無色透明又は白色半透明
熊谷市	×	可燃ごみ	可	透明、半透明袋(レジ袋)
	×	不燃ごみ	不可	透明袋
	×	ビン	不可	透明袋
	×	カン	不可	透明袋
	×	ペットボトル	不可	透明袋

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋 の利用	備考
川口市	×	一般ごみ	可	
	×	有害ごみ	可	
	×	プラスチック製容器包装	可	
	×	びん	可	
	×	飲料かん	可	
	×	金属類	可	
	×	ペットボトル	可	
	×	繊維類	可	
	×	事業系一般廃棄物	不可	
行田市	×	可燃ごみ	不可	
	×	不燃ごみ	可	
	×	ビン	可	
	×	カン	可	
秩父市	○	可燃ごみ	不可	秩父広域市町村圏組 合で実施
	○	不燃ごみ	不可	
所沢市	×	可燃ごみ	可	
	×	不燃ごみ	可	
	×	ビン	可	
	×	カン	可	
	×	ペットボトル	可	
飯能市	×	可燃ごみ	可	
	×	不燃ごみ	可	
	×	その他1	可	有害ごみ
	×	その他2	可	資源物

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋 の利用	備考
加須市	○	可燃ごみ	不可	燃やすごみ
	○	不燃ごみ	不可	燃やさないごみ
	×	ビン	不可	集積所に出す場合は、回収日に展開してあるコンテナに排出
	×	カン	不可	集積所に出す場合は、回収日に展開してあるコンテナに排出
	×	ペットボトル	不可	集積所に出す場合は、回収日に展開してあるコンテナに排出
	×	その他1	可	プラスチック類。集積所に出す場合出す場合は、45ℓ以下の透明・半透明の袋に入れる
	×	その他2	可	危険ごみ 集積所に出す場合は、回収日に展開してあるコンテナに排出。 (地域によっては45ℓ以下の透明・半透明の袋に入れて排出)
	×	その他3	可	新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック 集積所に出す場合は、ひもで十字に縛って排出。 その他の紙・布類 集積所に出す場合は、45ℓ以下の透明・半透明の袋に入れて排出
本庄市	×	可燃ごみ	不可	
	×	不燃ごみ	不可	
	×	可燃ごみ	不可	事業用
	×	不燃ごみ	不可	事業用

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋 の利用	備考
東松山市	×	可燃ごみ	可	指定「なし」
	×	不燃ごみ	可	指定「なし」
	×	ビン	可	指定「なし」
	×	カン	可	指定「なし」
	×	ペットボトル	可	指定「なし」
	×	その他1	可	指定「なし」
春日部市	×	可燃ごみ	不可	直接搬入のみ有料
	×	不燃ごみ	不可	直接搬入のみ有料
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
	×	その他1	不可	有害・危険ごみ
	×	その他2	不可	紙・布
狭山市	×	可燃ごみ	不可	白色半透明・無色透明
	×	不燃ごみ	不可	無色透明
	×	ビン	不可	無色透明
	×	カン	不可	無色透明
	×	ペットボトル	不可	無色透明
	×	その他1	不可	プラスチック 無色透明
	×	その他2	不可	古布 無色透明
羽生市	×	可燃ごみ	可	
	×	不燃ごみ	可	
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋 の利用	備考
鴻巣市	×	可燃ごみ	不可	
	×	不燃ごみ	不可	
	×	その他1	不可	プラスチック製容器包装(資源)類
	×	可燃ごみ	不可	事業系
	×	可燃ごみ	不可	吹上地域は紙袋を使用
深谷市	×	可燃ごみ	可	透明または半透明
	×	不燃ごみ	不可	透明
	×	ビン	不可	透明
	×	カン	不可	透明
	×	ペットボトル	不可	透明
上尾市	×	可燃ごみ	可	
	×	不燃ごみ	可	金属・陶器
	×	ビン	可	ビン・ガラス
	×	カン	可	
	×	ペットボトル	可	
草加市	×	可燃ごみ	可	
	×	不燃ごみ	可	
	×	ビン	不可	専用のカゴ
	×	カン	不可	専用のカゴ
	×	ペットボトル	不可	専用の袋(ネット)
	×	その他1	可	有害ごみ

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋 の利用	備考
越谷市	×	可燃ごみ	可	透明又は半透明の袋
	×	不燃ごみ	不可	
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
	×	その他1	不可	古紙類
	×	その他2	可	古着類、透明又は半透明の袋
	×	その他2	不可	白色トレイ、危険ごみ
蕨市	×	可燃ごみ	可	
	○	可燃ごみ	不可	事業系ごみ
	×	不燃ごみ	不可	専用回収カゴ
	×	ビン	不可	専用回収カゴ
	×	カン	不可	専用回収カゴ
	×	ペットボトル	不可	専用回収カゴ
戸田市	×	可燃ごみ	可	白色半透明または透明袋
	×	不燃ごみ	可	プラスチック製容器包装、雑紙、体温計・血圧計・蛍光管・乾電池及びライターは、白色半透明または透明袋で排出。その他不燃ごみは専用コンテナ排出。
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋 の利用	備考
入間市	×	可燃ごみ	可	
	×	不燃ごみ	可	
	×	ビン	可	
	×	カン	可	
	×	ペットボトル	可	
	×	その他1	可	プラ・ビニ
	×	その他2	可	古布・紙類
	×	その他3	可	有害ごみ
朝霞市	×	可燃ごみ	可	
	×	不燃ごみ	不可	
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
	×	その他1	可	プラスチック資源
	×	その他1	不可	資源(雑がみ他紙類)
	×	その他2	可	有害ゴミと布類は透明袋のみ可
志木市	×			
和光市	×	燃やすごみ	可	透明、半透明
	×	プラスチック	可	透明、半透明
	×	その他ごみ(不燃)	可	透明、半透明
	×	その他ごみ(有害)	不可	透明

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋 の利用	備考
新座市	×	可燃ごみ	可	
	×	不燃ごみ	不可	
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
	×	その他1	不可	資源プラスチック
	×	その他2	不可	新聞、雑誌・雑がみ、 段ボール、紙パック、 布類
桶川市	×	燃やせるごみ	不可	
	×	プラスチック	不可	
	×	金属・ガラス・乾電池	不可	
	×	紙製容器包装	不可	
	×	その他	不可	
	×	衣類	不可	
久喜市	×			
北本市	×	可燃ごみ	不可	袋の指定のみで有料 化はなし
	×	不燃ごみ	不可	〃
	×	その他1	不可	〃(容器包装(資源) 類)
八潮市	×			
富士見市	×	可燃ごみ	可	
三郷市	×		可	透明または半透明の 袋

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋 の利用	備考
蓮田市	○	可燃ごみ	不可	
	○	不燃ごみ	不可	
	×	ビン	可	指定「なし」透明・半透明の袋で収集
	×	カン	可	指定「なし」透明・半透明の袋で収集
	×	ペットボトル	不可	専用の回収ネットで収集
	×	その他1	可	有害・危険ごみ(蛍光灯、スプレー缶、電池など)
	○	その他2	不可	産業廃棄物(廃プラスチック類)
坂戸市	×	可燃ごみ	不可	
	×	不燃ごみ	不可	
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
	×	その他1	不可	廃乾電池・ライター
	×	その他2	不可	(事業系)燃やせるごみ・資源物
幸手市	○	可燃ごみ	不可	家庭系
	○	可燃ごみ	不可	事業系
	×	不燃ごみ	可	有害ごみ・危険ごみも同様
	×	ビン	不可	専用のかご
	×	カン	不可	専用のかご
	×	ペットボトル	不可	専用のネット袋
	×	その他1	可	布
	×	その他2	可	プラスチック製容器包装

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋 の利用	備考
鶴ヶ島市	×			
日高市	×	可燃ごみ	可	半透明以上の袋
	×	不燃ごみ	不可	半透明以上の袋
	×	ビン	不可	半透明以上の袋
	×	カン	不可	半透明以上の袋
	×	ペットボトル	可	半透明以上の袋
	×	その他1	可	半透明以上の袋
	×	その他2	可	半透明以上の袋
吉川市	×	可燃ごみ	可	透明か半透明
	×	不燃ごみ	可	透明か半透明
	×	ビン	可	透明か半透明
	×	カン	可	透明か半透明
	×	ペットボトル	可	透明か半透明
	×	その他1	可	有害ごみ・透明か半透明
ふじみ野市	×	可燃ごみ	可	
	×	不燃ごみ	可	
	×	ビン	可	
	×	カン	不可	専用ネット
	×	ペットボトル	不可	専用ネット
	×	その他1	不可	資源物1・資源物2・容器包装以外のプラスチック
	×	その他2	可	容器包装プラスチック・有害ごみ(乾電池)

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋 の利用	備考
白岡市	○	可燃ごみ	不可	
	○	不燃ごみ	不可	
	×	ビン	可	指定「なし」透明・半透明の袋で収集
	×	カン	可	指定「なし」透明・半透明の袋で収集
	×	ペットボトル	不可	専用の回収ネットで収集
	×	その他1	可	有害・危険ごみ(蛍光灯、スプレー缶、電池など)
	○	その他2	不可	産業廃棄物(廃プラスチック類)
伊奈町	×	可燃ごみ	可	透明または半透明
	×	不燃ごみ	可	〃
	×	ビン	可	〃
	×	カン	可	〃
	×	ペットボトル	可	〃
	×	その他1	可	プラスチック製容器包装、古着、蛍光管・水銀計・電球、廃乾電池、ライター(全て透明または半透明可)
	×	その他2	可	古紙

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋 の利用	備考
三芳町	×	可燃ごみ	可	
	×	不燃ごみ	可	
	×	ビン	可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
	×	その他1	可	容器包装プラスチック
	×	その他2	可	容器包装以外のプラ スチック
	×	その他2	不可	有害ごみ(乾電池)
毛呂山町	×			
越生町	×			
滑川町	×	可燃ごみ	不可	
	×	その他1	不可	資源ごみ(プラスチック)
嵐山町	×	可燃ごみ	不可	指定袋あり
	×	ビン	不可	
	×	不燃ごみ	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
	×	その他1	不可	資源プラ
	×	その他2	不可	廃プラ
小川町	×	可燃ごみ	不可	
	×	その他1	不可	資源ごみ(プラスチック)

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋 の利用	備考
川島町	×	可燃ごみ	不可	
	×	不燃ごみ	不可	
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
	×	その他1	可	プラ製容器包装
	×	その他2	不可	紙製容器包装
吉見町	×	可燃ごみ	不可	
	×	不燃ごみ	可	
	×	その他1	不可	容器包装類
鳩山町	×			
ときがわ町	×	可燃ごみ	不可	
	×	ビン	不可	
	×	不燃ごみ	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
	×	その他1	不可	資源プラ
	×	その他2	不可	廃棄プラ
横瀬町	○	可燃ごみ	不可	
	○	不燃ごみ	不可	
皆野町	○	可燃ごみ	不可	
	○	不燃ごみ	不可	
長瀬町	○	可燃ごみ	不可	
	○	不燃ごみ	不可	
小鹿野町	○	可燃ごみ	不可	
	○	不燃ごみ	不可	

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋 の利用	備考
東秩父村	×	可燃ごみ	不可	
	×	その他1	不可	資源ごみ(プラスチック)
美里町	×	可燃ごみ	不可	
	×	不燃ごみ	不可	
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
	×	その他1	不可	
	×	その他2	不可	
神川町	×	可燃ごみ	不可	
	×	不燃ごみ	不可	
上里町	×	可燃ごみ	不可	
	×	不燃ごみ	不可	
寄居町	×	可燃ごみ	可	
	×	不燃ごみ	不可	透明袋
	×	その他1	不可	有害ごみ 透明袋
宮代町	×			
杉戸町	○	可燃ごみ	不可	
	×	不燃ごみ	不可	
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋 の利用	備考
松伏町	×	可燃ごみ	可	
	×	その他1	可	古紙・衣類
	○	ビン	不可	
	○	カン	不可	
	×	ペットボトル	可	
	○	不燃ごみ	不可	雑芥
	×	その他2	可	有害・危険
蓮田白岡衛生組 合	○	可燃ごみ	不可	
	○	不燃ごみ	不可	
	×	ビン	可	指定「なし」透明・半透 明の袋で収集
	×	カン	可	指定「なし」透明・半透 明の袋で収集
	×	ペットボトル	不可	専用の回収ネットで収 集
	×	その他1	可	有害・危険ごみ(蛍光 灯、スプレー缶、電池 など)
	○	その他2	不可	産業廃棄物(廃プラス チック類)
久喜宮代衛生組 合	×			
志木地区衛生組 合	×			
小川地区衛生組 合	×	可燃ごみ	不可	
	×	その他1	不可	資源ごみ(プラスチック)
東埼玉資源環境 組合	×			
秩父広域 市町村圏組合	○	可燃ごみ	不可	
	○	不燃ごみ	不可	

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋 の利用	備考
埼玉西部 環境保全組合	×			
埼玉中部 環境保全組合	×	可燃ごみ	不可	

3.1 (2) ごみ処理有料化の方法について

市町村 事務組合	袋・重量	対象ごみ	L(リットル)	円	備考	
加須市	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考	
		可燃ごみ	45	25円/枚		
		可燃ごみ	30	17円/枚		
		可燃ごみ	20	11円/枚		
		可燃ごみ	15	7円/枚		
		不燃ごみ	45	25円/枚		
		不燃ごみ	30	17円/枚		
		不燃ごみ	20	11円/枚		
		不燃ごみ	10	5円/枚		
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考	
		直接搬入する一般 家庭ごみ	10	130		
		事業活動に伴って 生じた一般廃棄物 (直接搬入するも のに限る)	10	130		
	その他					
蕨市	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考	
		可燃ごみ	45	3.654	1箱、300枚	
			70	3.102	1箱、200枚	
			90	4.251	1箱、200枚	
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考	
	その他					
	蓮田市	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	
			可燃ごみ	45・30・20	48・38・28円/袋(税抜き)	
不燃ごみ			45・30・20	48・38・28円/袋(税抜き)		
その他2			70	477円/袋(税抜き)		
従量制		対象ごみ	kg(キログラム)	円		
		可燃ごみ	10kg	143円(税抜き)		
		不燃ごみ	10kg	143円(税抜き)		
その他						

3.1 (2) ごみ処理有料化の方法について

市町村 事務組合	袋・重量	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
幸手市	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	大45L 中30L 小15L	50円/枚 35円/枚 15円/枚	家庭系
		可燃ごみ	大70L 中45L 小30L	110円/枚 70円/枚 50円/枚	事業系
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考
その他					
白岡市	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	
		可燃ごみ	45・30・20	48・38・28円/袋(税抜き)	
		不燃ごみ	45・30・20	48・38・28円/袋(税抜き)	
		その他2	70	477円/袋(税抜き)	
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	
		可燃ごみ	10kg	143円(税抜き)	
		不燃ごみ	10kg	143円(税抜き)	
その他					
横瀬町	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	35・20・15	35・20・15/枚	
		不燃ごみ	35・20・15	35・20・15/枚	
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考
	その他				

3.1 (2) ごみ処理有料化の方法について

市町村 事務組合	袋・重量	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
皆野町	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	35・20・15	35・20・15/枚	
		不燃ごみ	35・20・15	35・20・15/枚	
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考
その他					
長瀬町	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	35・20・15	35・20・15/枚	
		不燃ごみ	35・20・15	35・20・15/枚	
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考
その他					
杉戸町	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	20L	20円/枚	
			30L	30円/枚	
			45L	40円/枚	
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考
		可燃ごみ	10	110	
その他					

3.1 (2) ごみ処理有料化の方法について

市町村 事務組合	袋・重量	対象ごみ	L(リットル)	円	備考	
松伏町	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考	
		ビン	30	10円/枚		
		カン	30	10円/枚		
		不燃ごみ	30	10円/枚		
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考	
その他						
蓮田白岡衛 生組合	袋	対象ごみ	L(リットル)	円		
		可燃ごみ	45・30・20	48・38・28円/袋(税抜き)		
		不燃ごみ	45・30・20	48・38・28円/袋(税抜き)		
		その他2	70	477円/袋(税抜き)		
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円		
		可燃ごみ	10kg	143円(税抜き)		
		不燃ごみ	10kg	143円(税抜き)		
	その他					
	秩父広域市 町村圏組合	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
可燃ごみ			35・20・15	35・20・15/枚		
不燃ごみ			35・20・15	35・20・15/枚		
従量制		対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考	
その他						

3.2 生活系粗大ごみの処理手数料

市町村 事務組合	実施の 有無	粗 大 ご み					料 金	備 考
		品目制	従量制	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準		
さいたま市	○	○		○			1点550円 (一部1,100円、2,200円あり)	戸別収集
	○	○	○		○	100kg未満 は無料	100kg以上の搬入の場合は20円/10kg。特定適 正処理困難物(スプリング入りマットレス等)につい ては、550円~1,650円。	直接搬入
川越市	○	○		○			500円から2000円の範囲で品目別に定めた額	
熊谷市	○		○				収集運搬料金 520円/m ³ 直接搬入時 10円/10kg	最終処分場(市営)不燃物 のみ受入れ
川口市	○		○				310円/1点	収集手数料
	○	○					620円/1点	スキー板 (2枚までを1個) サーフボード スノーボード ウインドサーフィン ボード
	○	○					1,240円/1点	アコーディオン カーテン
	○	○					1,860円/1点	スプリングマットレス 折りたたみ式ベッド 電動式ベッド
行田市	×							
秩父市	○		○	○			40kgまで200円、40kgを超えたときは、10kgごとに 50円を加算	秩父広域市町村圏組合で 実施
所沢市	○	○	○		○	持込合計重量 50kgまでは 無料	《収集》スプリング入りベットマットレスは2,000円。一辺の 長さが90cm以上は1,000円。一辺の長さが50cm以上 90cm未満は500円。 《持込》スプリング入りベットマットレスは1,000円。それ以 外は持込合計重量が50kgを超えた場合、10kg毎 に100円。50kgまでは無料。	
飯能市	○	○		○			戸別収集の場合、1点につき400円、800円、1,200 円、1,600円の4段階。直接搬入の場合は、戸別収 集料金の半額。	
加須市	○	○		○			500円/1品	1品定額制(上限10品)
本庄市	○		○	○			40円/10kg	児玉郡市広域市町村圏組 合で実施
東松山市	○	○	○	○	○	40kg(計量器 表示)までは 無料	戸別収集の場合、品目ごとに設定(全部徴収)。持 ち込みの場合、10kgにつき25円(一部徴収)	
春日部市	○	○	○	○			戸別収集:500円/品 ※スプリング入りマットレス・ソファークラッドは2000 円/品 直接搬入:210円/10kg ※スプリング入りマットレス・ソファークラッドは2,000 円加算/品	
狭山市	○		○		○	持込ごみ 50kg未満は 無料	持込ごみ 10kgにつき90円 収集運搬 5kg未満:200円、5kg以上10kg未満:300円、10kg 以上30kg未満:600円、30kg以上50kg未満:900 円、50kg以上80kg未満:1,300円、80kg以上: 1,800円 スプリングマットレスは上記料金の他、1,000円/点	
羽生市	×							
鴻巣市	○	○		○			品目による料金、直接搬入の場合は戸別収集時 の40%の料金	

3.2 生活系粗大ごみの処理手数料

市町村 事務組合	実施の 有無	粗 大 ご み					備 考	
		品目制	従量制	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準		料 金
深谷市	○				○		50kgまではすべて無料。 50kgを超える直接搬入は10kgにつき10円。	
上尾市	○		○				自己搬入80円/10kg 戸別収集230円/10kg	
草加市	○	○					10kgにつき120円を基準として大きさ、形状等を勘案して市長が品目ごとに規則で定める額(草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第4条の2別表のとおり)	
越谷市	○			○			市で運搬する場合、スプリング入りマットレス(1辺が180cm以上のもの)1個につき2,800円 1辺が120cm以上180cm未満のもの1個につき800円 1辺が120cm未満のもの1個につき400円 市長が指定する場所へ市民が搬入する場合、スプリング入りマットレス1,600円	直接搬入の場合、無料有り。
蕨市	○			○			1点につき550円	
戸田市	○			○			400円/個	
入間市	○	○					50, 100, 200, 250, 300, 400, 500, 700, 1000, 1500(円)の10種類	
朝霞市	○	○	○		○	直接搬入の場合は20kgまで無料	戸別収集の場合は、1点につき1500円以内(全部徴収)。 直接搬入の場合は、60円/10kg(一部徴収)。	
志木市	○	○	○	○			品目制:310~3,060円 従量制:250円/20kg	回収方法として戸別回収と自己搬入を実施
和光市	○	○	○	○			戸別収集は品目制、直接搬入は従量制(60円/10kg)	
新座市	○	○	○	○			戸別収集は品目制、直接搬入は従量制(250円/20kg)	搬入の場合は志木地区衛生組合で徴収
桶川市	○	○	○		○	直接搬入の場合は減免	個別収集の場合は品目制、持込の場合は従量制110円/10kg	
久喜市	○	○		○			550円/1点	・品目によって点数が異なる物有 ・久喜宮代衛生組合で実施
北本市	○	○		○			個別収集1,500円以内自己搬入の場合はその40%	
八潮市	○		○	○			戸別収集 1回あたり収集運搬料660円(税込) + 165円/10kg(税込) 直接持込 165円/10kg(税込)	
富士見市	○	○	○	○			品目制:300~3,000円 従量制:250円/20kg	個別回収:品目制 直接搬入:従量制
三郷市	○		○	○			自己搬入 200円/10kg 戸別収集 基本手数料1,000円+500円/点	
蓮田市	○	○	○	○			品目別に1点あたり477円~1,905円に設定、条例に個別の設定が無い品目は寸法に準じ477円~1,905円、直接持込みは143円/10kg、それぞれ消費税を乗じた額とする。ただし10円未満の端数は切り捨てるものとする。	蓮田白岡衛生組合で実施

3.2 生活系粗大ごみの処理手数料

市町村 事務組合	実施の 有無	粗 大 ご み					備 考	
		品目制	従量制	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準		料 金
坂戸市	○	○	○	○	○	自己搬入で50kgを超える場合	全部徴収:品目ごとに200円~1,500円 一部徴収:50kgを超える場合、10kgごとに100円	
幸手市	○		○		○	直接搬入	50円/10kg	
鶴ヶ島市	○		○	○			持ち込みをする場合は50kgまで200円。以降10kgごとに100円を加算。戸別収集の場合は基本料金500円に大きさ及び重さにより大中小の3段階の手数料を加算する。	埼玉西部環境保全組合で実施
日高市	×							
吉川市	○	○	○	○			直接搬入:従量制150円/10kg、戸別収集:基本手数料500円+10kgにつき150円を基準とした品目ごとの料金	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
ふじみ野市	○	○					500円~1,500円	
白岡市	○	○	○	○			品目別に1点あたり477円~1,905円に設定、条例に個別の設定が無い品目は寸法に準じ477円~1,905円、直接持ち込みは143円/10kg、それぞれ消費税を乗じた額とする。ただし10円未満の端数は切り捨てるものとする。	蓮田白岡衛生組合で実施
伊奈町	○		○	○			粗大ごみ:500円/m ³ 粗大ごみ運搬料金:1,000円/回	
三芳町	○				○			
毛呂山町	○		○	○			持ち込みの場合は50kgまで200円。以降10kgごとに100円を加算。戸別収集の場合は基本料金500円に、大きさ及び重さにより大中小の3段階の手数料を加算する。	埼玉西部環境保全組合で実施
越生町	○		○	○			持ち込みの場合は50kgまで200円。以降10kgごとに100円を加算。戸別収集の場合は基本料金500円に、大きさ及び重さにより大中小の3種家の手数料を加算する。	埼玉西部環境保全組合で実施
滑川町	○		○				50kg未満は無料 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算。	
嵐山町	○		○				50kg未満無料。50kg250円、以降10kgごとに50円加算	小川地区衛生組合で実施
小川町	○		○				50kg未満は無料 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算	小川地区衛生組合で実施
川島町	○	○	○		○	搬入ごみは80kg/日を超えた分につき40円/10kg	粗大ごみ収集は品目制、搬入ごみは従量制	
吉見町	○	○		○			品目別に100円、300円、500円、1000円	自己搬入については、金額の4割を徴収
鳩山町	○		○	○			持ち込みの場合は50kgまで200円。以降10kgごとに100円を加算。戸別収集の場合は基本料金500円に、大きさ及び重さにより大中小の3段階の手数料を加算する。	埼玉西部環境保全組合で実施
ときがわ町	×		○				50kg未満は無料。 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算される。	小川地区衛生組合で実施
横瀬町	○		○	○			40kgまで200円、40kgを超えたときは、10kgごとに50円を加算	秩父広域市町村圏組合で実施
皆野町	○		○	○			40kgまで200円、40kgを超えたときは、10kgごとに50円を加算	秩父広域市町村圏組合で実施

3.2 生活系粗大ごみの処理手数料

市町村 事務組合	実施の 有無	粗 大 ご み					料 金	備 考
		品目制	従量制	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準		
長瀬町	○		○	○			40kgまで200円、40kgを超えたときは、10kgごとに50円を加算	秩父広域市町村圏組合で実施
小鹿野町	○		○	○			40kgまで200円、40kgを超えたときは、10kgごとに50円を加算	秩父広域市町村圏組合で実施
東秩父村	○		○				50kg未満は無料。 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算される。	小川地区衛生組合で実施
美里町	○		○	○			40円/10kg	児玉郡市広域市町村圏組合で実施
神川町	○		○	○			40円/10kg	児玉郡市広域市町村圏組合で実施
上里町	○		○	○			40円/10kg	児玉郡市広域市町村圏組合で実施
寄居町	○		○	○			直接搬入時50kgを超える分は、10kgにつき10円	大里広域市町村圏組合で実施
宮代町	○	○		○			550円/1点	・品目によって点数が異なる物有 ・久喜宮代衛生組合で実施
杉戸町	×							
松伏町	○	○		○			品目別に500円～3000円	自己搬入については、金額の5割を徴収
蓮田白岡衛生組合	○	○	○	○			品目別に1点あたり477円～1,905円に設定、条例に個別の設定が無い品目は寸法に準じ477円～1,905円、直接持込みは143円/10kg、それぞれ消費税を乗じた額とする。ただし10円未満の端数は切り捨てるものとする。	
久喜宮代衛生組合	○	○		○			550円/1点	品目によって点数が異なる物有
小川地区衛生組合	○		○				50kg未満は無料。 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算される。	
東埼玉資源環境組合	×							
蕨戸田衛生センター組合	×							
彩北広域清掃組合	×							
秩父広域市町村圏組合	○		○	○			40kgまで200円、40kgを超えたときは、10kgごとに50円を加算	
児玉郡市広域市町村圏組合	○		○	○			40円/10kg	
埼玉西部環境保全組合	○		○	○			持ち込みの場合は50kgまで200円。以降10kgごとに100円を加算。戸別収集の場合は基本料金500円に、大きさ及び重さにより大中小の3段階の手数を加算する。	
大里広域市町村圏組合	○		○	○			直接搬入時50kgを超える分は、10kgにつき10円	
埼玉中部環境保全組合	×							

3.3 し尿処理手数料

市町村 事務組合	実施の 有無	従 量 制	回 数 制	定額制		料 金	備考
				世 帯 制	人 員 制		
さいたま市	○	○		○	○	・定期収集 480円/世帯/月+230円/人/月 ・臨時収集 480円/回+230円/36ℓ	別途消費税相当分を加算 定期収集で改良便所は230円を加算
川越市	○	○		○	○	(普通世帯) ・汲取り便槽 月額180円/1世帯 月額250円/1世帯員 ・改良便槽又は特別の収集によるもの 月額180円/1世帯 従量200円/36ℓ (事業者その他多数の者が利用する施設) 月額680円/1施設 従量260円/36ℓ	
熊谷市	○	○				352円/36L	
川口市	○	○		○	○	定額制:480円/月世帯 +220円/月人 改良便槽は1槽260円加算	
						従量制:270円/36リットル	事務所等
行田市	○	○		○	○	523円/月施設+313円/36ℓ 470円/月世帯+313円/月人 (特殊便槽使用世帯261円/月追加)	
秩父市	○	○				18ℓ/151円	
所沢市	○	○		○	○	従量制 890円/100ℓ 世帯制 440円/月 人員制 270円/月 (特殊便槽 220円/月世帯、簡易水洗便槽 220円/月人 加算)	
飯能市	○	○		○	○	定額制:350円/月世帯+270円人(1歳未満は無料) 従量制:36ℓにつき270円	定額制:一般家庭 従量制:一般家庭で取り扱うことが適 当でないと市長が認めるとき
加須市	×						
本庄市	○	○				1円/36kg	児玉郡市広域市町村圏組合で実施
東松山市	○	○				20Lにつき206円	

3.3 し尿処理手数料

市町村 事務組合	実施の 有無	従 量 制	回 数 制	定額制		料 金	備 考
				世 帯 制	人 員 制		
春日部市	○			○	○	普通便槽＝世帯割280円/世帯＋人員割220円/人 無臭便槽＝世帯割280円/世帯＋人員割260円/人	収集手数料として徴収 処理手数料は無料
狭山市	○	○		○	○	普通世帯：390円/月・世帯＋290円/月・人 普通世帯以外：290円/36ℓ	
羽生市	×						
鴻巣市	○			○	○	418円/月(施設)＋363円/36リットル 418円/月(世帯)＋363円/月(人)	
深谷市	○	○				し尿：330円以内/L(税抜)・浄化槽：許可業者の価格設定による	
上尾市	○	○	○	○	○	世帯割450円 人数割270円 改良便槽330円 加算従量制36Lにつき360円	
草加市	○	○		○	○	・定額制(普通)月額1世帯につき370円、月額1人につき320円(満1歳未満の者を除く。) ・定額制(改良式)月額1世帯につき560円、月額1人につき320円(満1歳未満の者を除く。) ・従量制36Lにつき330円(不特定多数の者が利用する便槽のもの)	
越谷市	○	○		○	○	月額 1人世帯 普通便槽520円 改良便槽650円 2人以上世帯 普通便槽 450(世帯制)＋300×人数(人数制) 改良便槽 700(世帯制)＋300×人数(人数制) 従量制 36ℓにつき340円	
蕨市	○	○			○	普通世帯319円/月人 通勤者161円/月人 多数出入りする場所350円/36ℓ	普通世帯は2歳未満を除く
戸田市	○		○		○	普通世帯 1人につき 月額320円(消費税込) 事業所、寮等その他の施設 1人につき 月額350円(消費税込)	原則月2回の汲み取り
入間市	○	○		○	○	・(月1回)世帯割610円＋人数割(1人につき)210円 ・36ℓにつき270円(従量制)	

3.3 し尿処理手数料

市町村 事務組合	実施の有無	従量制	回数制	定額制		料 金	備考
				世帯制	人員制		
朝霞市	○	○		○	○	【普通手数料】1世帯基本料金 月額838円、人員割(1人につき)月額314円、1歳未満は除く【特別手数料】基本料金(1事業所につき)月額838円、従量(36リットル当たり)314円	朝霞地区一部事務組合で実施
志木市	○	○		○	○	【普通手数料】1世帯基本料金 月額838円、人員割(1人につき)月額314円、1歳未満は除く【特別手数料】基本料金(1事業所につき)月額838円、従量(36リットル当たり)314円	朝霞地区一部事務組合で実施
和光市	○	○		○	○	【普通手数料】1世帯基本料金 月額838円、人員割(1人につき)月額314円、1歳未満は除く【特別手数料】基本料金(1事業所につき)月額838円、従量(36リットル当たり)314円	朝霞地区一部事務組合で実施
新座市	○	○		○	○	【普通手数料】1世帯基本料金 月額838円、人員割(1人につき)月額314円、1歳未満は除く【特別手数料】基本料金(1事業所につき)月額838円、従量(36リットル当たり)314円	朝霞地区一部事務組合で実施
桶川市	○	○		○	○	一般家庭:月額1世帯につき普通便槽450円(改良便槽780円)+月額1人につき270円 事業所:36リットルにつき270円	
久喜市	○	○		○	○	世帯割 380円(税抜き) 人数割 330円(税抜き) 重量割 330円/36ℓ(税抜き)	菖蒲地区
北本市	○	○		○	○	・一世帯 世帯割月額418円、1人月額363円 ・事務所、事業所その他の施設 施設割月額418円、36ℓ363円	
八潮市	○	○		○	○	従量制 36ℓにつき330円 定額制 普通便槽 世帯割(360円)人数割(310円) 無臭便槽 世帯割(510円)人数割(310円)	
富士見市	○			○	○	【定額制】普通世帯のみ ・1世帯につき月額900円 ・世帯員1人につき月額300円	平成28年4月1日から公費負担を廃止し、手数料改定を行った。 事業所及び仮設トイレの汲取りについては、手数料の徴収なし。
三郷市	○	○	○	○	○	定額制(月2回) 普通便槽 世帯料金420円(一律)人数280円/人 無臭便槽 世帯料金520円(一律)人数280円/人 従量制320円/36ℓ	
蓮田市	○	○		○		①一般家庭 382円/世帯、334円/人 ②多人数の出入りする場所 86円/10ℓ ③簡易水洗便所等 86円/10ℓ	①便槽1ヶ月1回を基準とする。ただし便槽2ヶ所以上の場合は、1ヶ所増す毎に割増料として、基礎料金の1/2を加えた額とする ②改良便所を使用する世帯については便槽1槽につき月額334円(1人1ヶ月分)を加算する ③簡易水洗便所等水を使用する汲取便所は汲取量10ℓにつき86円を乗じた額とする ※蓮田白岡衛生組合で実施

3.3 し尿処理手数料

市町村 事務組合	実施の 有無	従 量 制	回 数 制	定額制		料 金	備考
				世 帯 制	人 員 制		
坂戸市	×						
幸手市	○	○				7円21銭/リットル	
鶴ヶ島市	×						
日高市	○	○		○	○	260円/月(世帯)+260円/月(人)及び250円/36ℓ	
吉川市	○			○	○	世帯制:400円/月(簡易水洗便槽は600円/月)・人員制:1人300円/月	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
ふじみ野市	○			○	○	1回900円+世帯員1人につき300円	
白岡市	○	○		○		①一般家庭 382円/世帯、334円/人 ②多人数の出入りする場所 86円/10ℓ _日 ③簡易水洗便所等 86円/10ℓ _日	①便槽1ヶ月1回を基準とする。ただし便槽2ヶ所以上の場合は、1ヶ所増す毎に割増料として、基礎料金の1/2を加えた額とする ②改良便所を使用する世帯については便槽1槽につき月額334円(1人1ヶ月分)を加算する ③簡易水洗便所等水を使用する汲取便所は汲取量10ℓにつき86円を乗じた額とする ※蓮田白岡衛生組合で実施
伊奈町	○	○		○	○	従量制:270円/36ℓ 定額制:世帯料金450円/月(改良便槽は+330円) 人員料金一人当たり270円/月	
三芳町	○			○	○	世帯月額900円 世帯員一人につき300円	
毛呂山町	×						
越生町	○					許可業者の価格設定による	

3.3 し尿処理手数料

市町村 事務組合	実施の 有無	従 量 制	回 数 制	定額制		料 金	備考
				世 帯 制	人 員 制		
滑川町	○	○				収集: 330円/36L 処理: 10円/36L 浄化槽汚泥: 30円/36L	小川地区衛生組合で実施
嵐山町	○	○				収集: 330円/36ℓ 処理: 10円/36ℓ 浄化槽汚泥: 30円/36ℓ	小川地区衛生組合で実施
小川町	○	○				収集: 330円/36ℓ 処理: 10円/36ℓ 浄化槽汚泥: 30円/36ℓ	小川地区衛生組合で実施
川島町	○			○	○	(世帯制) 300円・ (人員制) 320円	
吉見町	×						
鳩山町	○	○	○	○	○	許可業者の価格設定による	
ときがわ町	○	○				収集: 330円/36ℓ 処理: 10円/36ℓ 浄化槽汚泥: 30円/36ℓ	小川地区衛生組合で実施
横瀬町	○	○				18ℓあたり151円	
皆野町	○	○				36ℓ当 344円	皆野・長瀬下水道組合で実施
長瀬町	○	○				36ℓ当 344円	皆野・長瀬下水道組合で実施
小鹿野町	○	○				103円/10リットル※100リットル未満であっても1,030円/ 回	
東秩父村	○	○				収集: 330円/36ℓ 処理: 10円/36ℓ 浄化槽汚泥: 30円/36ℓ	小川地区衛生組合で実施
美里町	○	○				1円/36kg	児玉郡市広域市町村圏組合で実施
神川町	○	○				1円/36kg	児玉郡市広域市町村圏組合で実施

3.3 し尿処理手数料

市町村 事務組合	実施の 有無	従 量 制	回 数 制	定額制		料 金	備 考
				世 帯 制	人 員 制		
上里町	○	○				1円/36kg	児玉郡市広域市町村圏組合で実施
寄居町	○	○				165円/18ℓ	
宮代町	○	○			○	①重量制:77円/10リットル人数制:550円/月/人(4人 まで徴収)浄化槽汚泥:220円/1kℓ ②220円/1kℓ	①久喜宮代清掃センター管内 ②八甫清掃センター管内 ※久喜宮代衛生組合で実施
杉戸町	○	○		○	○	定額制 普通(230円×人数)+310円 無臭(290円×人数)+390円 従量制250円/36L	
松伏町	○	○				300円/36L	
蓮田白岡衛生組 合	○	○			○	①一般家庭 382円/世帯、334円/人 ②多人数の出入りする場所 86円/10ℓ ③簡易水洗便所等 86円/10ℓ	①便槽1ヶ月1回を基準とする。ただし 便槽2ヶ所以上の場合は、1ヶ所増す 毎に割増料として、基礎料金の1/2を 加えた額とする ②改良便所を使用する世帯について は便槽1槽につき月額334円(1人1ヶ 月分)を加算する ③簡易水洗便所等水を使用する汲 取便所は汲取量10ℓにつき86円を 乗じた額とする
久喜宮代衛生組 合	○	○			○	①重量制:77円/10リットル人数制:550円/月/人(4人 まで徴収)浄化槽汚泥:220円/1kℓ ②220円/1kℓ	①久喜宮代清掃センター管内 ②八甫清掃センター管内
朝霞地区一部事 務組合	○	○		○	○	【普通手数料】1世帯基本料金 月額838円、人員割(1 人につき)月額314円、1歳未満は除く【特別手数料】基 本料金(1事業所につき)月額838円、従量(36リットル 当たり)314円	
皆野・長瀬下水道 組合	○	○				36ℓ当 344円	
上尾、桶川、伊奈 衛生組合	○					汲取し尿及び浄化槽汚泥 50円/1,800kg	収集:構成市町(上尾市・桶川市・伊 奈町)で実施
北本地区衛生組 合	×						
入間西部衛生組 合	×						該当なし

3.3 し尿処理手数料

市町村 事務組合	実施の 有無	従 量 制	回 数 制	定額制		料 金	備考
				世 帯 制	人 員 制		
入間東部地区事 務組合	○			○	○	【定額制】普通世帯のみ ・1世帯につき月額900円 ・世帯員1人につき月額300円	平成28年4月1日より、公費負担を廃止し、手数料改定を行った。事業所及び仮設トイレの汲取りについては、手数料の徴収はなし。
小川地区衛生組 合	○	○				収集: 330円/36ℓ 処理: 10円/36ℓ 浄化槽汚泥: 30円/36ℓ	
坂戸地区衛生組 合	×						
東埼玉資源環境 組合	×						
蕨戸田衛生 センター組合	×						構成市町で実施
児玉郡市広域 市町村圏組合	○	○				1円/36kg	

3.4 事業系一般廃棄物の処理手数料

市町村 事務組合	徴収の有無	徴収区分	全部徴収	一部徴収	一部徴収の基準	料 金	備考
さいたま市	○	3. 処理料金 として徴収	○			170円/10kgに別途消費税相当分を加算	
川越市	○	3. 処理料金 として徴収	○			220円/10kg	
熊谷市	○	3. 処理料金 として徴収	○			10kgにつき180円	大里広域市町村圏組 合で実施
川口市	○	3. 処理料金 として徴収	条例	従量制	220円/10kg		
行田市	○	3. 処理料金 として徴収	○			150円/10kg	
秩父市	○	1. 収集・処 理料金として 徴収	○			収集・処理・定額3,000円×月額(可燃ご み・不燃ごみ別)+指定ごみ袋(110円/ 枚)※1口15袋まで。直接搬入:40kgまで 600円、40kgを超えたときは10kgごとに 150円加算	秩父広域市町村圏組 合で実施
所沢市	○	3. 処理料金 として徴収	○			250円/10kg	燃やせるごみのみ受 け入れ
飯能市	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	
加須市	○	3. 処理料金 として徴収	○			130円/10kg	
本庄市	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	児玉郡市広域市町村 圏組合で実施
東松山市	○	3. 処理料金 として徴収	○			10kgにつき200円	
春日部市	○	3. 処理料金 として徴収	○			210円/10kg スプリング入りマットレス・ ソファベッドは2,000円加算/1品	可燃物・不燃物 粗大ごみ
狭山市	○	3. 処理料金 として徴収	○			240円/10kg	
羽生市	○	3. 処理料金 として徴収	○			120/10kg	
鴻巣市	○	3. 処理料金 として徴収	○			18円/kg(埼玉中部) 15円/kg(彩北)	埼玉中部環境保全組 合 で徴収(可燃・粗大) 彩北広域清掃組合 で徴収(可燃のみ)
深谷市	○	3. 処理料金 として徴収	○			180円/10kg	
上尾市	○	3. 処理料金 として徴収	○			230円/10kg	
草加市	×	3. 処理料金 として徴収	○			210円/10kg	東埼玉資源環境組合 で実施
越谷市	○	3. 処理料金 として徴収	○			100円/10kg(不燃物)	
蕨市	○	3. 処理料金 として徴収	○			220円/10kg	蕨市衛生センター 組合で実施
戸田市	○	3. 処理料金 として徴収	○			220円/10kg	蕨市衛生センター 組合で実施
入間市	○	3. 処理料金 として徴収		○		230円/10kg	
朝霞市	○	3. 処理料金 として徴収	○			220円/10kg	

3.4 事業系一般廃棄物の処理手数料

市町村 事務組合	徴収の有無	徴収区分	全部徴収	一部徴収	一部徴収の基準	料 金	備考
志木市	○	3. 処理料金 として徴収	○			可燃ごみ・不燃ごみ・ペットボトルは20kg あたり460円、ビンは20kgあたり340円、 カンは無料	
和光市	○	3. 処理料金 として徴収	○			220円/10kg	
新座市	○	3. 処理料金 として徴収	○			可燃ごみ・不燃ごみ・ペットボトルは460 円/20kg。ビンは340円/20kg。カンは無 料。	志木地区衛生組合で 実施
桶川市	○	3. 処理料金 として徴収	○			230円/10kg	
久喜市	○	3. 処理料金 として徴収	○			220円/10kg	久喜宮代衛生組合で 実施
北本市	○	3. 処理料金 として徴収	○			180円/10kg	埼玉中部環境保全組 合で実施
八潮市	○	3. 処理料金 として徴収	○			210円/10kg	東埼玉資源環境組合 で実施
富士見市	○	3. 処理料金 として徴収	○			可燃ごみ(資源プラスチック含む)、不燃 ごみ、ペットボトル20kgにつき460円 ビン20kgにつき340円 カン 無料	志木地区衛生組合で 実施
三郷市	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	
蓮田市	○	3. 処理料金 として徴収	○			143円/10kg	消費税を乗じ得た額 に10円未満の端数が 生じたときは、端数金 額を切り捨てるものと する。 ※蓮田白岡衛生組合 で実施
坂戸市	○	3. 処理料金 として徴収	○			240円/10kg	10kg未満は10kgとみ なす
幸手市	○	3. 処理料金 として徴収	○			・可燃ごみ 大70L 110円/枚 中45L 70円/枚 小30L 50円/枚 ・可燃ごみ以外 110円/10kg	
鶴ヶ島市	○	3. 処理料金 として徴収	○			10kgにつき230円	埼玉西部環境保全組 合で実施
日高市	○	3. 処理料金 として徴収	○			10kgにつき250円	
吉川市	○	3. 処理料金 として徴収	○			210円/10kg	吉川市廃棄物の処理 及び再生利用に関す る条例第12条別表1 による(東埼玉資源環 境組合廃棄物処理手 数料条例第3条第2項 本文の規定を準用)
ふじみ野市	○	3. 処理料金 として徴収	○			220円/10kg	

3.4 事業系一般廃棄物の処理手数料

市町村 事務組合	徴収の有無	徴収区分	全部徴収	一部徴収	一部徴収の基準	料 金	備 考
白岡市	○	3. 処理料金 として徴収	○			143円/10kg	消費税を乗じ得た額 に10円未満の端数が 生じたときは、端数金 額を切り捨てるものと する。 ※蓮田白岡衛生組合 で実施
伊奈町	○	3. 処理料金 として徴収	○			230円/10kg	
三芳町	○	3. 処理料金 として徴収	○			kg220円	
毛呂山町	○	3. 処理料金 として徴収	○			10kgにつき230円	埼玉西部環境保全組 合で実施
越生町	○	3. 処理料金 として徴収	○			10kgにつき230円	埼玉西部環境保全組 合で実施
滑川町	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	小川地区衛生組合に て実施
嵐山町	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	小川地区衛生組合で 実施
小川町	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	小川地区衛生組合で 実施
川島町	○	3. 処理料金 として徴収	○			250円/10kg	
吉見町	○	3. 処理料金 として徴収	○			180円/kg	埼玉中部環境保全組 合で実施
鳩山町	○	3. 処理料金 として徴収	○			10kgにつき230円	埼玉西部環境保全組 合で実施
ときがわ町	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	小川地区衛生組合で 実施
横瀬町	○	1. 収集・処 理料金として 徴収	○			収集・処理:定額3,000円×月額(可燃ご み・不燃ごみ別)+指定ごみ袋(110円/ 枚)※1口15袋まで。直接搬入:40kgまで 600円、40kgを超えたときは10kgごとに 150円加算	秩父広域市町村圏組 合で実施
皆野町	○	1. 収集・処 理料金として 徴収	○			収集・処理:定額3,000円×月額(可燃ご み・不燃ごみ別)+指定ごみ袋(110円/ 枚)※1口15袋まで。直接搬入:40kgまで 600円、40kgを超えたときは10kgごとに 150円加算	秩父広域市町村圏組 合で実施
長瀬町	○	1. 収集・処 理料金として 徴収	○			収集・処理:定額3,000円×月額(可燃ご み・不燃ごみ別)+指定ごみ袋(110円/ 枚)※1口15袋まで。直接搬入:40kgまで 600円、40kgを超えたときは10kgごとに 150円加算	秩父広域市町村圏組 合で実施
小鹿野町	○	1. 収集・処 理料金として 徴収	○			収集・処理:定額3,000円×月額(可燃ご み・不燃ごみ別)+指定ごみ袋(110円/ 枚)※1口15袋まで。直接搬入:40kgまで 600円、40kgを超えたときは10kgごとに 150円加算	秩父広域市町村圏組 合で実施
東秩父村	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	小川地区衛生組合で 実施
美里町	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	児玉郡市広域市町村 圏組合で実施
神川町	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	児玉郡市広域市町村 圏組合で実施

3.4 事業系一般廃棄物の処理手数料

市町村 事務組合	徴収の有無	徴収区分	全部徴収	一部徴収	一部徴収の基準	料 金	備考
上里町	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	児玉郡市広域市町村 圏組合で実施
寄居町	○	3. 処理料金 として徴収	○			180円/10kg	大里広域市町村圏組 合で実施
宮代町	○	3. 処理料金 として徴収	○			220円/10kg	久喜宮代衛生組合で 実施
杉戸町	○	3. 処理料金 として徴収				小袋(30L) 50円/枚 中袋(45L) 70円/枚 大袋(70L) 110円/枚 持込 110円/10kg	
松伏町	○	3. 処理料金 として徴収	○			210円/10kg	東埼玉資源環境組合 で実施
蓮田白岡衛 生組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			143円/10kg	消費税を乗じ得た額 に10円未満の端数が 生じたときは、端数金 額を切り捨てるものと する。
久喜宮代衛 生組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			220円/10kg	
志木地区衛 生組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			可燃・不燃・ペットボトルは460円/20kg ピンは340円/20kg	
小川地区衛 生組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	
東埼玉資源 環境組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			210/10kg	
蕨戸田衛生 センター組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			220円/10kg	
彩北広域清 掃組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			150円/10kg	
秩父広域市 町村圏組合	○	1. 収集・処 理料金として 徴収	○			収集・処理:定額3,000円×月額(可燃ご み・不燃ごみ別)+指定ごみ袋(110円/ 枚)※1口15袋まで。直接搬入:40kgまで 600円、40kgを超えたときは10kgごとに 150円加算	
児玉郡市広 域市町村圏 組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	
埼玉西部環 境保全組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			10kgにつき230円	
大里広域市 町村圏組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			10kgにつき180円	
埼玉中部環 境保全組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			180円/10kg	

3.5 一般廃棄物会計基準の導入状況

※今後の導入見込：○あり、△検討中、×なし
○、△を選択した場合、備考欄に時期を記入。

市町村 組合	導入の有無	一般廃棄物会計基準			今後の導入見込	備考
		原価計算書	行政コスト計算書	資産・負債一覧		
さいたま市	○	作成済み	作成済み	作成済み		
川越市	○	作成済み	未作成	未作成		
熊谷市	×				×	
川口市	○	作成済み	作成済み	作成済み		
行田市	×				×	
秩父市	×				×	秩父広域市町村圏組合で実施
所沢市	○	作成済み	作成済み	作成済み		
飯能市	×				×	
加須市	×				×	
本庄市	×				×	児玉郡市広域市町村圏組合で実施
東松山市	×					独自の方法により、ごみ処理単価を算定
春日部市	×				×	
狭山市	×				×	
羽生市	×				×	
鴻巣市	×				×	
深谷市	×				×	
上尾市	×				×	
草加市	×				×	
越谷市	×				△	未定
蕨市	×				×	
戸田市	×				○	・R4.4.1から導入 ・蕨戸田衛生センター組合で実施
入間市	×				×	
朝霞市	×				×	
志木市	×				×	
和光市	×				○	令和5年度予定
新座市	×				×	

3.5 一般廃棄物会計基準の導入状況

※今後の導入見込：○あり、△検討中、×なし
○、△を選択した場合、備考欄に時期を記入。

市町村 組合	導入の有無	一般廃棄物会計基準			今後の導入見込	備考
		原価計算書	行政コスト計算書	資産・負債一覧		
桶川市	×				○	令和4年度予定
久喜市	×				×	
北本市	×				×	
八潮市	×				×	
富士見市	×				×	
三郷市	×				×	
蓮田市	○	未作成 (作成中)	未作成 (作成中)	未作成 (作成中)		
坂戸市	×				×	
幸手市	×				×	
鶴ヶ島市	×				×	
日高市	×				×	
吉川市	×				×	
ふじみ野市	×				×	
白岡市	○	未作成(作成中)	未作成(作成中)	未作成(作成中)		蓮田白岡衛生組合にて実施
伊奈町	×				×	
三芳町	×				×	
毛呂山町	×				×	
越生町	×				×	
滑川町	×				△	
嵐山町	×				×	
小川町	×				×	
川島町	×				×	
吉見町	×				×	
鳩山町	×				×	
ときがわ町	×				×	
横瀬町	×				×	
皆野町	×				×	
長瀨町	×				×	

3.5 一般廃棄物会計基準の導入状況

※今後の導入見込：○あり、△検討中、×なし
○、△を選択した場合、備考欄に時期を記入。

市町村 組合	導入の有無	一般廃棄物会計基準			今後の導入見込	備考
		原価計算書	行政コスト計算書	資産・負債一覧		
小鹿野町	×				×	
東秩父村	×				×	
美里町	×				×	
神川町	×				×	
上里町	×				×	
寄居町	×				×	
宮代町	×				×	
杉戸町	×				×	
松伏町	×				×	
蓮田白岡衛生組合	○	未作成 (作成中)	未作成 (作成中)	未作成 (作成中)		
久喜宮代衛生組合	×				×	
朝霞地区一部事務組合	×					
皆野・長瀬下水道組合	×					
上尾、桶川、伊奈衛生組合	×					
志木地区衛生組合	×					
北本地区衛生組合	×					
入間西部衛生組合	×				×	
入間東部地区事務組合	×					
小川地区衛生組合	×				×	
坂戸地区衛生組合	×					
東埼玉資源環境組合	×				△	未定
蕨戸田衛生 センター組合	×				○	R4.4.1

3.5 一般廃棄物会計基準の導入状況

※今後の導入見込：○あり、△検討中、×なし
○、△を選択した場合、備考欄に時期を記入。

市町村 組合	導入の有無	一般廃棄物会計基準			今後の導入見込	備考
		原価計算書	行政コスト計算書	資産・負債一覧		
彩北広域清掃組合	×				△	未定
秩父広域 市町村圏組合	×				×	
児玉郡市広域 市町村圏組合	×				×	
埼玉西部 環境保全組合	×				×	
大里広域市町村圏組合	×				×	
埼玉中部 環境保全組合	×				×	